



2021年度 多摩区 地域コミュニティ活動支援事業 (多摩区 まちのひろば 活動支援資金) 募集のお知らせ

この事業は、地域の中で人が集い、地域に愛着を持ち、お互いのより良い関係が築ける活動を支援するために、多摩区で地域活動を行う団体・法人が、地域の新たなコミュニティづくりにつながる「事業」を行う場合に、その事業資金の一部を支援するものです。

募集内容 ①私たちがやる！ (自薦) 助成上限額10万円(募集完了しました)

②「これ広めたい！」 (自薦・他薦) 助成上限額5万円(募集中)

募集説明・相談：平日10時～16時 多摩区ソーシャルデザインセンター (多摩区役所1階)

助成内容や申請にあたっての留意点などをご説明、事業内容のご相談、書類の記載のお手伝いをします。

ホームページからもお問い合わせをお受けします。 <https://tama-sdc.com/service/intermediary/>



【問合せ先】

多摩区ソーシャルデザインセンター (略称：多摩SDC) 「地域コミュニティ活動支援事業」

住所 〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎 (多摩区役所) 1階

電話 080-6573-0043 **FAX** 044-330-1539 **メール** toiawase@tama-sdc.com

受付 平日(月曜から金曜) 10:00～16:00 (土・日・祝日はご予約の上お越しください)

(一社)多摩ソーシャルデザインセンター

多摩 SDC では、川崎市の「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を踏まえ、「まちのひろば」を区内に広げることを目的とした助成事業「多摩区地域コミュニティ活動支援事業（多摩区まちのひろば活動支援資金）」を行います。

本助成事業には、2つのコースがあります。

①**私たちがやる！**（自薦）上限額 10 万円（3 グループ以上） **※募集完了しました**

申請される団体等が自ら「まちのひろば」の創出や新たなコミュニティづくりにつながる事業を行う場合に、自薦により申請いただくコースです。

②**これ広めたい！**（自薦・他薦）上限額 5 万円（4 グループ以上） **※募集中**

多摩 SDC では、多摩区総合庁舎 1 階の事務所スペースを活用し、「まちのひろば」を地域に創出するための様々な取組を実施しています（例えば、子ども食堂を見本市的に開催し、自分の地域でも実施してみたいという団体等に対して開催ノウハウの提供や立上げ支援等を行っています。）。

このコースは、誰もが気軽に参加できる事業を多摩 SDC 事務所において実施し、「まちのひろば」を地域に広げていくことに御協力いただける団体等を自薦・他薦により募集し、当該事業を実施する団体等に対して助成を行うものです。

1. 応募できる団体

多摩区に活動拠点がある団体・グループ（3 名以上）・地域貢献を目的とした非営利事業を行う企業

2. 募集する事業

川崎市が進める「まちのひろば」の創出や新たなコミュニティづくりにつながる個別の事業を対象とします。

①「まちのひろば」とは？

身近な地域における人と人との気軽なつながりの場所・誰もが気軽に集える出会いの場です。

②「新たな」とは？

- ①現在の取組の内容を拡大する。
- ②これまでの活動を新たに別の場所でも実施する。
- ③他の団体と協力して催しを開催する。
- ④他、それまでとは違った新しい展開をする。

③「コミュニティづくり」とは？

人と人のつながりや協力関係を持てる活動になるものです。

④「個別の事業」とは？

具体的に実施する事業です。団体等の運営そのものを助成対象とするものではありません。

※次の事業は対象外とします。

- (1) 特定の個人・団体のみが利益を受けるもの
- (2) 政治活動・宗教活動・選挙活動を目的としたもの
- (3) 事業実施を伴わない調査のみを目的としたもの
- (4) 団体等においてすでに事業実施されているもの（上記の「新たに」に当てはまらないもの）
- (5) 川崎市又は川崎市出資法人から申請事業と同じ事業に対して補助金の交付が決定あるいは予定されているもの

3. 応募方法

①私たちがやる！ ※募集完了しました

「多摩区ソーシャルデザインセンター」に次の期間内に持参または郵送してください。

（4月1日（木）～5月7日（金）必着。郵送・持参可）

- 提出書類
- ❶ 申請団体登録書（様式1）
 - ❷ 多摩区まちのひろば活動支援資金申請書（様式2）
 - ❸ 事業経費計算書（様式3）

②これ広めたい！ ※募集中

自薦又は他薦として推薦者よりご応募いただきます。年間を通じて随時募集します。

- 提出書類
- ❶ 申請団体登録書（様式1）
 - ❷ 多摩区まちのひろば活動支援資金申請書（様式2）
 - ❸ 事業経費計算書（様式3）

※他薦の場合は、必ず申請対象事業を実施する団体等の承認を得た上でお申し込みください。

※①、②とも多摩 SDC が書類記載のお手伝いをできますので、ご相談ください。

4. 事業の実施期間

①私たちがやる！ 助成金交付の日から 2022 年 2 月 28 日（月）まで

②これ広めたい！ 2022 年 2 月 28 日（月）までの期間内で多摩 SDC と協議の上決定します。

5. 助成額

助成の上限については、1 事業あたり、対象合計経費のおおよそ 80～90%とします。

※審査により申請額が満額認められない場合があります。

なお、2021 年度の助成金総額は 50 万円の予定です。

6. 助成対象となる経費

申請事業を行うに当たっての人件費等、交通費、消耗品費、印刷複写費、通信費、使用料・賃借料、その他の諸経費を基本的に対象とします。助成対象にはならないものは自主財源での枠で経費計上

してください。詳細はご相談ください。

※助成対象にならないものの例

- ・事業に必要で他団体が主催する講座、研修会等への参加費や負担金
- ・書類の代行などの費用
- ・コンサルティングを受ける費用
- ・懇親のための飲食費用

7. 選考方法

①私たちがやる！

- ① 事前提出書類（様式1～3、各1部）により、8月26日（木）迄に審査します。
- ② 審査委員の構成は
地域コミュニティの知見のある学識経験者、実務経験者2～4名、行政関係者1名です。
- ③ 選考結果は、8月27日（金）に登録頂いたメールアドレスへ通知します。
※助成金交付団体の活動については、多摩SDCホームページ、facebook等に記載します。
- ④ 審査基準は次のとおりです。
 - ア 事業目的の公益性
 - イ 多摩区の地域コミュニティの活性化（＝まちのひろばの創出）を図るものか
 - ウ 区民に開かれた事業か（不特定多数の区民が事業による恩恵を受けられるか）
 - エ 事業内容の具体性、事業内容が現実的であり実施可能か
 - オ 新たな展開と発展的な活動が期待できるか
 - カ 事業実施の実務力、事業が実施できる体制か（人材の確保、団体の実績等）
 - キ 事業予算の内容は適切か

※申請内容によっては条件を付した上で助成を決定する場合があります。

②これ広めたい！

- ① 毎月月末（5月より）までに推薦者などが様式1～3の各1部を提出します。
- ② 審査委員の構成は地域コミュニティの知見のある学識経験者、実務経験者等4名、行政関係者1名です。
- ③ 申請月の翌月か翌々月には、事業を行っていただきます。
- ④ 詳しくは担当者にお問い合わせください。

8. 交付決定後について

- 助成金の交付団体名の金融機関の口座に振り込みます。
- 確定スケジュールの提出
実施日、会場等の決定後、確定したスケジュールを提出してください。
- 広報の協力
多摩SDC事務所等におけるチラシの配架やホームページの掲載に協力します。ご相談ください。
- 助成事業であることの記載

作成するチラシ、ポスター等の広報物、プログラム等には、「2020年度多摩区 地域コミュニティ活動支援事業」などの明記をしてください。

■中間報告

事業が年間を通じて行われる場合などについては、中間報告書を提出いただきます。

■報告書の作成

事業終了後1カ月以内かつ2021年3月1日(月)までに、様式4～6を提出してください。

また、2022年3月13日(日)に開催する報告会で報告していただきます。

領収書を確認させていただく場合があります。原本は5年間保管してください。

■助成金の返還等

次の場合は、助成金の返還等を求めます。

- ① 虚偽の事業申請に基づいて助成を受けた場合
- ② 助成を受けた事業が中断または行われなかった場合
- ③ 報告書(様式4～6)の審査の結果、成果及び収支について不当と認められる場合
- ④ 正当な理由がなく、報告書(様式4～6)を提出しない場合、あるいは報告会に出席しない場合
- ⑤ 事業終了後、交付した助成金に余剰金が生じた場合

以 上